

資料編

資料1 地震別被害想定

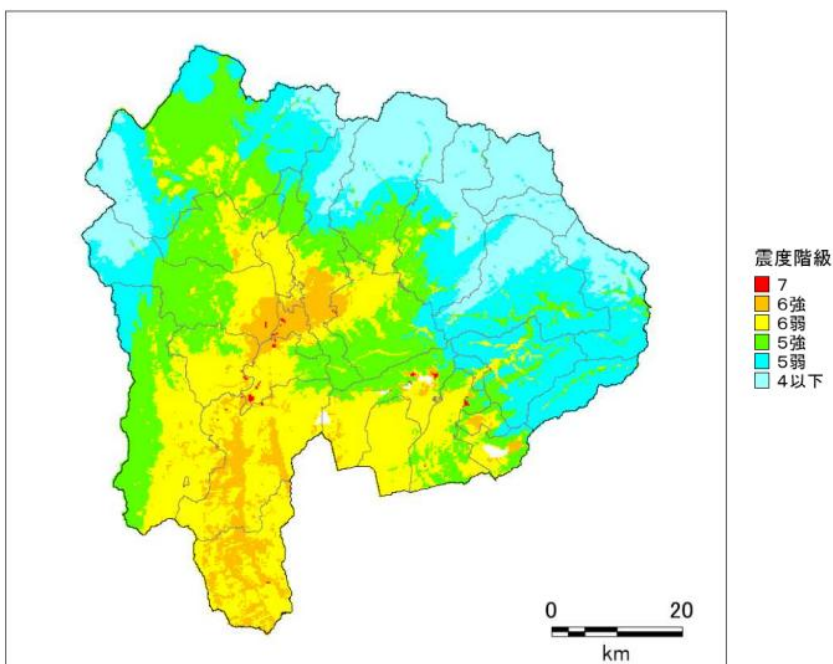
1. 建物被害

災害名		首都直下地震M7 (立川市直下)	糸魚川-静岡 構造線断層線 中南部区間	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case1)	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case2)	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case3)	曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)	
発生量	全壊棟数	939	179	90	177	83	38	185	441
	半壊棟数	1,594	1,594	135	211	124	77	412	790
	焼失棟数	176	176	176	-	-	-	25	231
災害名		身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士河口湖 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)	
発生量	全壊棟数	0	1	216	235	51	1,907	1,279	
	半壊棟数	3	4	340	536	117	2,483	2,089	
	焼失棟数	-	-	3	127	-	18	884	

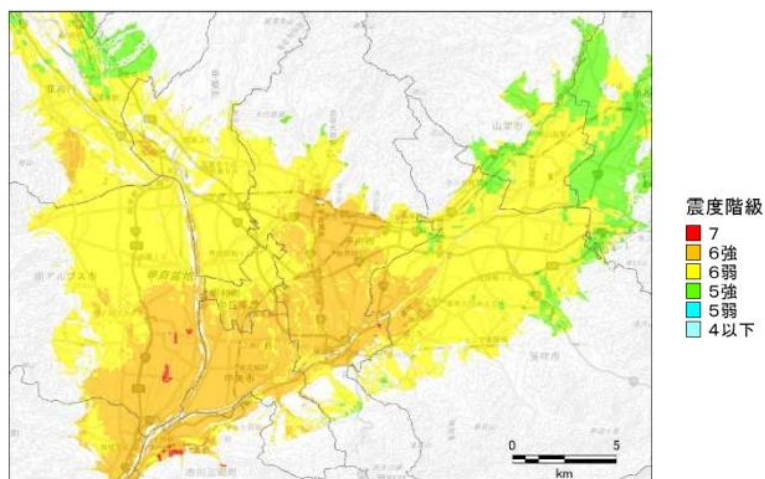
2. 災害廃棄物発生量

災害名	南海トラフの 巨大地震 (東側ケース)	首都直下地震M7 (立川市直下)	糸魚川-静岡 構造線断層線 中南部区間	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case1)	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case2)	糸魚川-静岡 構造線断層線 南部区間 (Case3)	曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)
災害廃棄物発生量	140,826	22,918	11,715	22,123	10,828	5,257	28,554	79,883
災害名	身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士河口湖 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)	
災害廃棄物発生量	102	149	28,589	44,832	7,279	243,254	247,235	

資料2 南海トラフ巨大地震被害想定

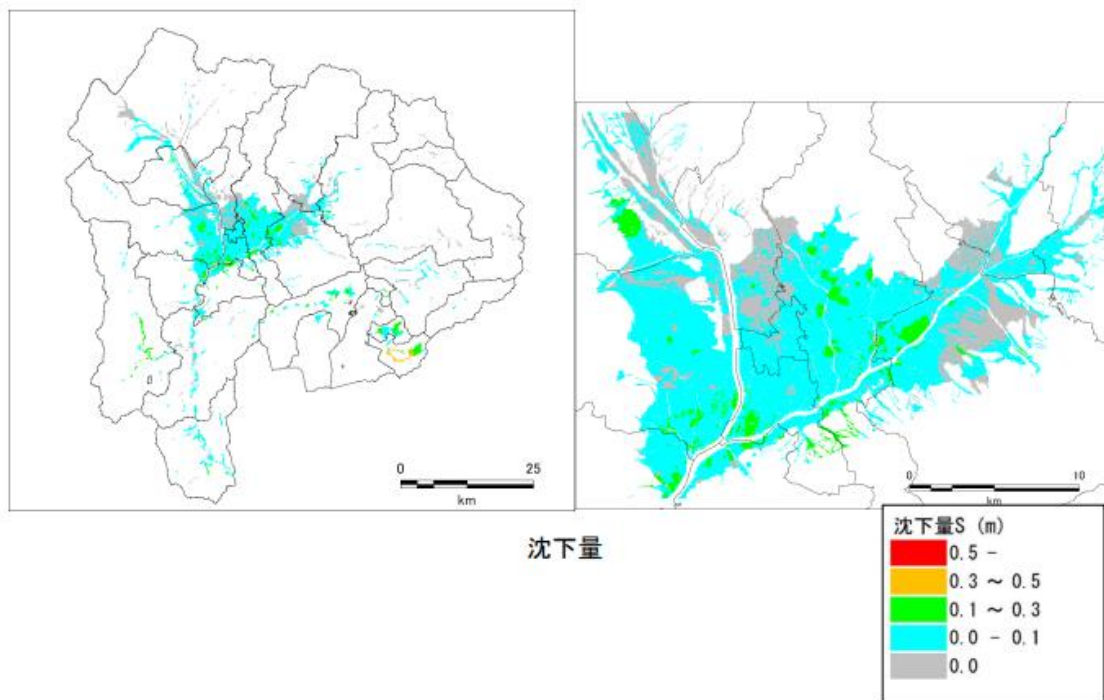
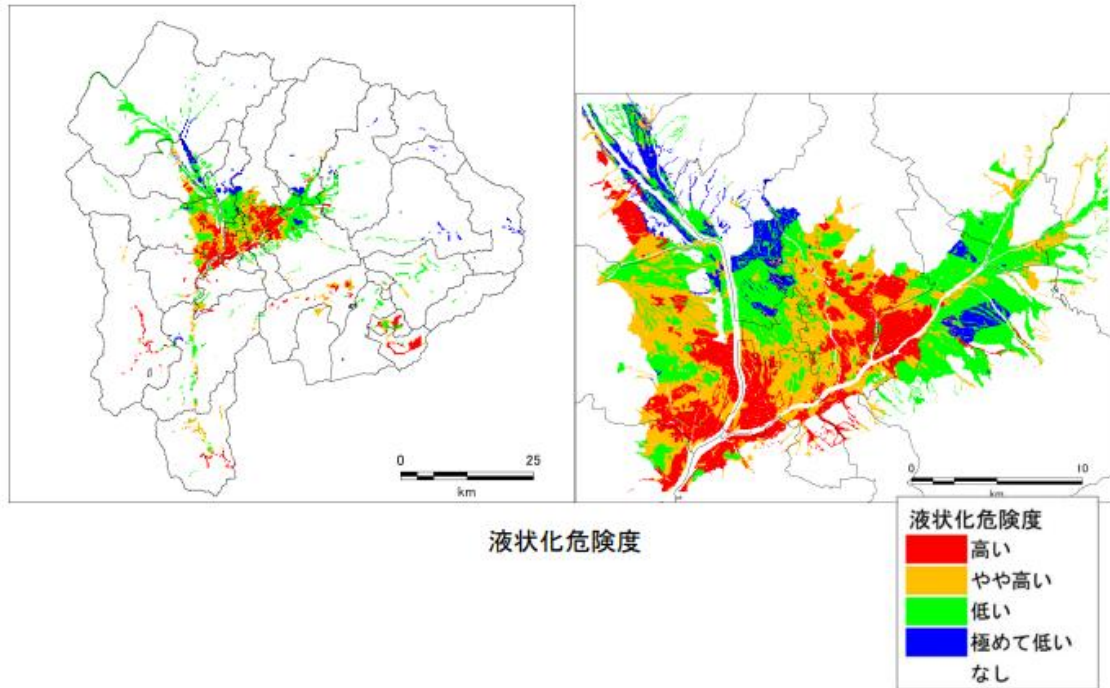


(a) 震度 (山梨県全域)

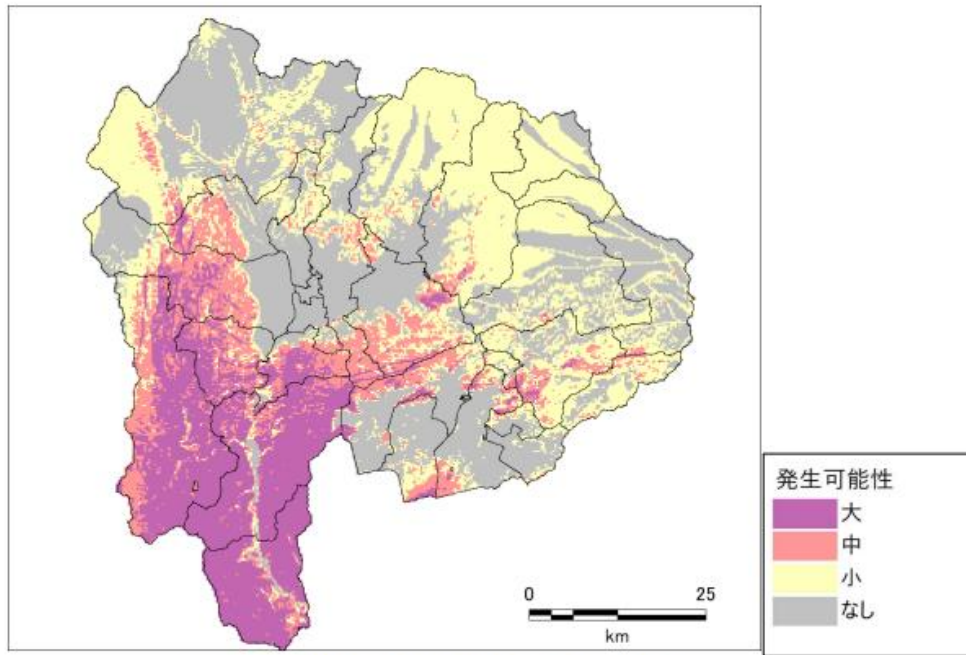


(b) 震度 (甲府盆地周辺)

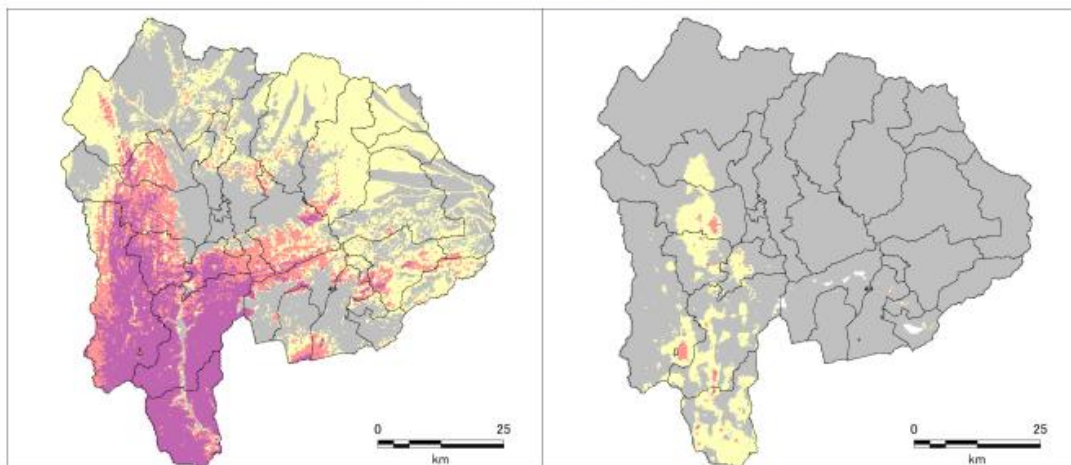
地表震度分布



液状化危険度・沈下量



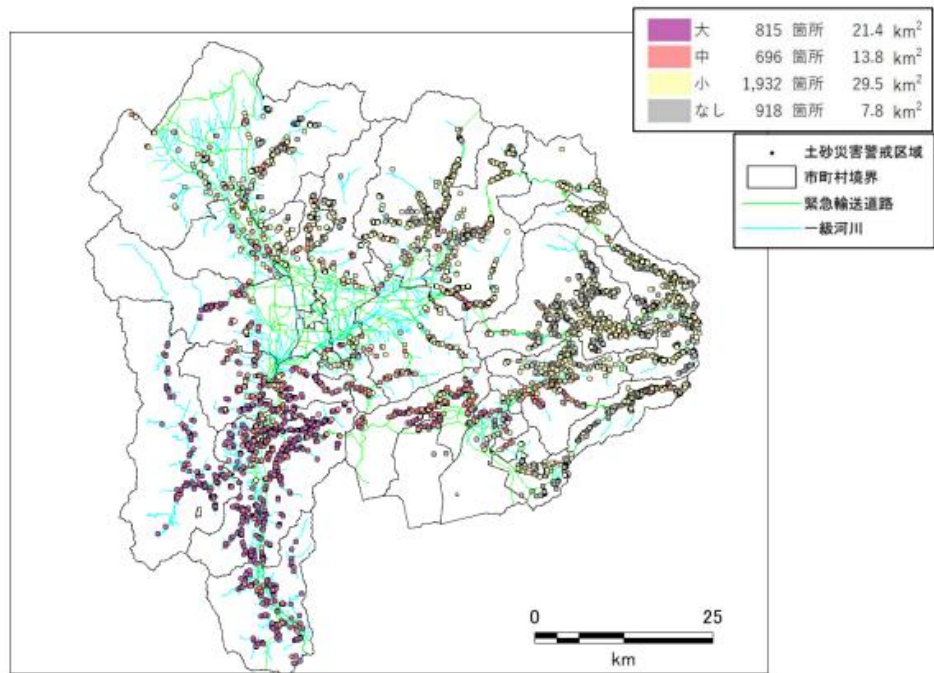
斜面災害の推計（斜面崩壊と地すべりの最大）



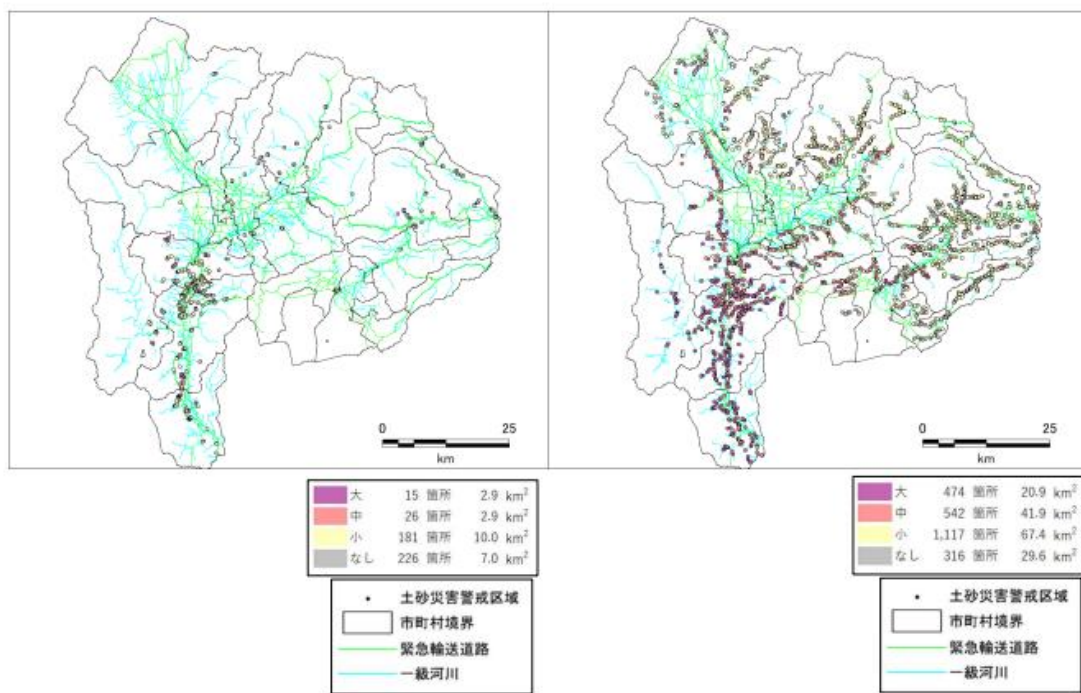
斜面崩壊の推計

地すべりの推計

土砂災害危険度ランク（斜面崩壊と地すべり）



急傾斜地の崩壊



地滑り

土石流

土砂災害危険度ランク（急傾斜地の崩壊と地すべり・土石流）

市町村	断水人口(人) 冬5時				断水人口(人) 夏12時				断水人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
甲府市	118,658	113,938	81,967	15,501	133,969	128,640	92,544	17,501	124,800	119,835	86,210	16,304
富士吉田市	21,579	20,341	13,338	2,048	21,286	20,064	13,157	2,020	21,452	20,220	13,259	2,036
都留市	7,044	6,483	3,753	374	6,837	6,293	3,643	363	6,970	6,415	3,714	370
山梨市	7,991	7,285	3,987	318	7,273	6,631	3,629	290	7,689	7,010	3,836	306
大月市	2,136	1,892	890	26	1,928	1,708	803	24	2,051	1,817	855	25
韮崎市	10,098	9,382	5,691	656	10,725	9,965	6,045	697	10,376	9,641	5,848	674
南アルプス市	44,663	42,885	31,078	6,230	40,912	39,284	28,468	5,706	43,169	41,451	30,039	6,021
北杜市	6,857	6,124	2,984	115	6,911	6,172	3,008	116	6,886	6,150	2,997	116
甲斐市	34,794	32,769	21,251	2,901	28,015	26,385	17,111	2,336	31,998	30,137	19,544	2,668
笛吹市	27,285	25,518	16,034	2,113	25,675	24,012	15,088	1,989	26,691	24,962	15,685	2,067
上野原市	1,245	1,090	496	11	1,192	1,044	475	10	1,230	1,078	490	11
甲州市	5,621	5,039	2,504	110	5,110	4,581	2,276	100	5,416	4,855	2,413	106
中央市	24,583	23,891	18,453	4,343	24,821	24,123	18,632	4,385	24,770	24,073	18,593	4,376
市川三郷町	11,622	11,316	8,956	2,395	10,378	10,105	7,997	2,138	11,103	10,811	8,556	2,288
早川町	602	577	406	68	668	639	450	75	631	604	425	71
身延町	8,247	7,997	6,093	1,375	8,273	8,021	6,112	1,380	8,255	8,004	6,098	1,377
南部町	5,930	5,780	4,566	1,162	5,079	4,950	3,911	995	5,593	5,451	4,307	1,096
富士川町	10,563	10,204	7,572	1,555	9,569	9,244	6,860	1,409	10,157	9,812	7,281	1,495
昭和町	13,653	13,082	9,193	1,501	17,579	16,844	11,837	1,932	15,364	14,721	10,345	1,689
道志村	151	134	64	3	124	111	53	2	140	125	60	3
西桂町	1,732	1,628	1,042	137	1,300	1,222	782	103	1,555	1,461	935	123
忍野村	5,302	5,056	3,527	633	5,807	5,537	3,863	693	5,543	5,286	3,688	662
山中湖村	2,375	2,244	1,508	261	2,513	2,375	1,596	276	2,448	2,314	1,555	269
鳴沢村	1,363	1,279	817	108	1,443	1,354	865	115	1,411	1,325	846	112
富士河口湖町	15,936	15,246	10,744	1,899	16,032	15,338	10,809	1,910	15,973	15,281	10,769	1,903
小菅村	2	1	0	-	2	1	0	-	2	1	0	-
丹波山村	2	2	0	-	2	1	0	-	2	1	0	-
合計	390,034	371,185	256,917	45,843	393,422	374,644	260,013	46,566	391,676	372,842	258,349	46,167

上水道被害予測

市町村	機能支障人口(人) 冬5時				機能支障人口(人) 夏12時				機能支障人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
甲府市	2,456	1,926	672	94	2,773	2,174	759	106	2,583	2,026	707	99
富士吉田市	11,704	9,431	3,547	449	11,544	9,303	3,499	443	11,634	9,376	3,526	447
都留市	4,127	3,074	881	150	4,006	2,984	855	146	4,084	3,042	871	149
山梨市	801	546	116	36	729	497	106	33	771	525	112	35
大月市	1,741	1,144	207	81	1,571	1,033	187	73	1,671	1,099	199	78
韮崎市	1,164	877	261	44	1,236	932	277	47	1,196	902	268	45
南アルプス市	383	309	122	16	351	283	111	15	371	299	117	16
北杜市	4,384	3,041	691	192	4,419	3,065	696	194	4,403	3,054	694	193
甲斐市	1,584	1,235	406	53	1,275	994	327	43	1,457	1,135	374	49
笛吹市	834	654	222	29	785	616	209	27	816	640	217	28
上野原市	1,371	879	139	66	1,312	842	134	63	1,355	869	138	65
甲州市	790	562	139	32	719	510	126	30	762	541	134	31
中央市	500	408	156	17	505	412	158	17	504	411	157	17
市川三郷町	2,847	2,587	1,555	236	2,542	2,310	1,389	210	2,719	2,471	1,486	225
早川町	298	245	97	11	330	271	108	12	312	256	102	11
身延町	4,738	4,231	2,290	280	4,753	4,244	2,297	287	4,743	4,235	2,292	280
南部町	3,664	3,369	1,987	244	3,138	2,886	1,701	209	3,456	3,178	1,874	230
富士川町	766	654	318	43	694	593	288	39	737	629	305	41
昭和町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道志村	134	90	18	6	111	74	15	3	125	84	17	6
西桂町	911	715	235	28	684	537	177	27	818	642	211	25
忍野村	2,816	2,357	1,032	124	3,084	2,581	1,131	136	2,944	2,464	1,079	130
山中湖村	1,360	1,124	484	63	1,439	1,189	513	67	1,402	1,158	499	65
鳴沢村	660	519	175	22	699	549	185	24	683	537	181	23
富士河口湖町	8,256	6,856	2,883	341	8,306	6,897	2,900	343	8,275	6,872	2,890	342
小菅村	14	8	1	1	13	8	1	1	14	8	1	1
丹波山村	12	7	1	1	11	7	1	1	11	7	1	1
合計	58,314	46,847	18,635	2,659	57,028	45,790	18,147	2,583	57,844	46,458	18,452	2,631

下水道被害予測

市町村	漏洩被害件数(件)
甲府市	176
富士吉田市	103
都留市	73
山梨市	3
大月市	3
韮崎市	27
南アルプス市	10
北杜市	40
甲斐市	54
笛吹市	17
上野原市	1
甲州市	8
中央市	29
市川三郷町	30
早川町	6
身延町	62
南部町	32
富士川町	11
昭和町	-
道志村	1
西桂町	16
忍野村	23
山中湖村	40
鳴沢村	35
富士河口湖町	118
小菅村	-
丹波山村	-
合計	920

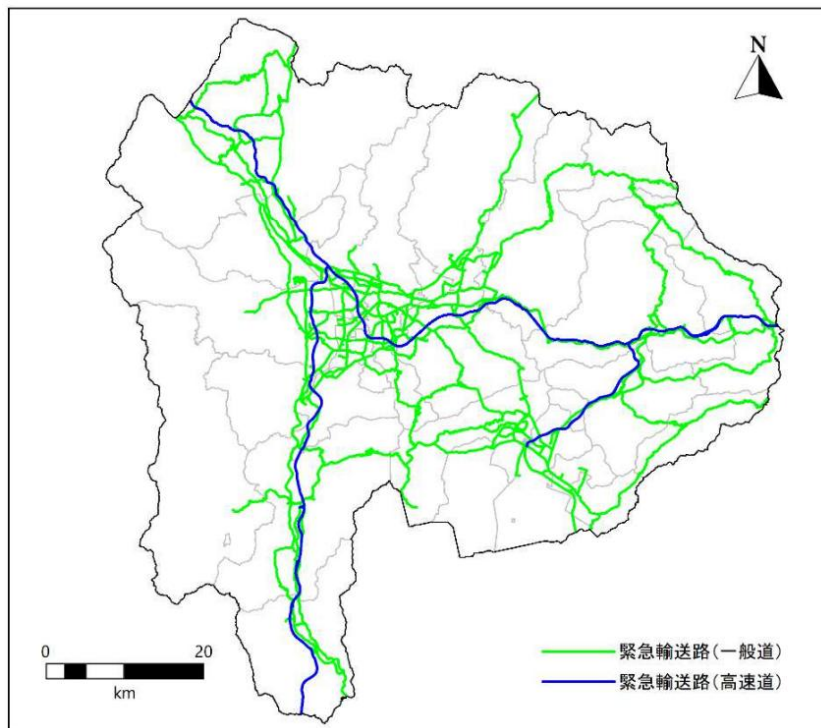
LP ガス被害予測

市町村	停電人口(人) 冬5時				停電人口(人) 夏12時				停電人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
甲府市	162,212	73,017	1,366	-	183,143	82,439	1,542	-	170,608	76,797	1,437	-
富士吉田市	38,000	12,093	176	-	37,484	11,929	174	-	37,776	12,022	175	-
都留市	17,264	3,564	31	-	16,757	3,459	30	-	17,082	3,526	31	-
山梨市	20,917	3,882	34	-	19,038	3,533	31	-	20,126	3,735	32	-
大月市	8,509	970	3	-	7,680	876	3	-	8,170	932	3	-
韮崎市	21,027	5,265	51	-	22,333	5,592	54	-	21,607	5,410	52	-
南アルプス市	62,189	27,999	636	-	56,966	25,647	583	-	60,109	27,062	615	-
北杜市	23,429	3,139	17	-	23,614	3,164	17	-	23,530	3,153	17	-
甲斐市	60,811	19,051	183	-	48,964	15,339	148	-	55,925	17,520	169	-
笛吹市	52,712	14,705	174	-	49,601	13,837	164	-	51,563	14,385	171	-
上野原市	5,534	557	2	-	5,299	533	2	-	5,469	550	2	-
甲州市	17,430	2,579	19	-	15,844	2,344	18	-	16,794	2,485	19	-
中央市	28,908	16,702	499	-	29,188	16,864	504	-	29,128	16,829	503	-
市川三郷町	14,012	8,287	322	-	12,512	7,400	287	-	13,386	7,917	307	-
早川町	829	356	4	-	919	395	5	-	868	373	5	-
身延町	9,952	5,491	151	-	9,983	5,508	152	-	9,961	5,496	152	-
南部町	6,849	4,186	148	-	5,866	3,585	127	-	6,459	3,948	139	-
富士川町	13,218	6,748	148	-	11,974	6,113	134	-	12,710	6,489	142	-
昭和町	18,480	8,014	85	-	23,794	10,319	109	-	20,795	9,018	95	-
道志村	593	69	0	-	490	57	0	-	553	64	0	-
西桂町	3,155	938	8	-	2,367	704	6	-	2,831	842	8	-
忍野村	8,089	3,176	58	-	8,859	3,478	64	-	8,458	3,320	61	-
山中湖村	4,256	1,389	27	-	4,504	1,470	29	-	4,388	1,432	28	-
鳴沢村	2,480	739	7	-	2,625	782	8	-	2,568	765	8	-
富士河口湖町	22,826	9,545	153	-	22,964	9,602	154	-	22,879	9,567	153	-
小菅村	20	1	-	-	20	1	-	-	20	1	-	-
丹波山村	21	1	-	-	20	1	-	-	21	1	-	-
合計	623,723	232,463	4,305	-	622,808	234,972	4,343	-	623,786	233,639	4,323	-

電力被害予測

市町村	通信支障回線数(回線) 冬5時				通信支障回線数(回線) 夏12時				通信支障回線数(回線) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
甲府市	154,713	69,642	1,303	0	154,713	69,642	1,303	0	154,713	69,642	1,303	0
富士吉田市	31,986	10,179	148	0	31,986	10,179	148	0	31,986	10,179	148	0
都留市	17,151	3,540	31	0	17,151	3,540	31	0	17,151	3,540	31	0
山梨市	18,999	3,526	30	0	18,999	3,526	30	0	18,999	3,526	30	0
大月市	8,535	973	3	0	8,535	973	3	0	8,535	973	3	0
韭崎市	19,785	4,954	48	0	19,785	4,954	48	0	19,785	4,954	48	0
南アルプス市	51,774	23,310	529	0	51,774	23,310	529	0	51,774	23,310	529	0
北杜市	32,735	4,386	24	0	32,735	4,386	24	0	32,735	4,386	24	0
甲斐市	46,957	14,711	142	0	46,957	14,711	142	0	46,957	14,711	142	0
笛吹市	48,462	13,520	160	0	48,462	13,520	160	0	48,462	13,520	160	0
上野原市	5,449	548	2	0	5,449	548	2	0	5,449	548	2	0
甲州市	16,869	2,496	19	0	16,869	2,496	19	0	16,869	2,496	19	0
中央市	26,078	15,067	450	0	26,078	15,067	450	0	26,078	15,067	450	0
市川三郷町	13,930	8,239	320	0	13,930	8,239	320	0	13,930	8,239	320	0
早川町	2,323	998	12	0	2,323	998	12	0	2,323	998	12	0
身延町	14,436	7,965	220	0	14,436	7,965	220	0	14,436	7,965	220	0
南部町	7,577	4,631	164	0	7,577	4,631	164	0	7,577	4,631	164	0
富士川町	13,182	6,730	147	0	13,182	6,730	147	0	13,182	6,730	147	0
昭和町	16,787	7,280	77	0	16,787	7,280	77	0	16,787	7,280	77	0
道志村	960	112	0	0	960	112	0	0	960	112	0	0
西桂町	2,694	801	7	0	2,694	801	7	0	2,694	801	7	0
忍野村	6,556	2,574	47	0	6,556	2,574	47	0	6,556	2,574	47	0
山中湖村	10,978	3,583	71	0	10,978	3,583	71	0	10,978	3,583	71	0
鳴沢村	6,245	1,861	19	0	6,245	1,861	19	0	6,245	1,861	19	0
富士河口湖町	23,826	9,963	160	0	23,826	9,963	160	0	23,826	9,963	160	0
小菅村	38	1	0	0	38	1	0	0	38	1	0	0
丹波山村	43	1	0	0	43	1	0	0	43	1	0	0
合計	599,068	221,590	4,133	0	599,068	221,590	4,133	0	599,068	221,590	4,133	0

通信（固定電話）被害予測



左図：緊急輸送道路分布

県内緊急輸送道路延長：

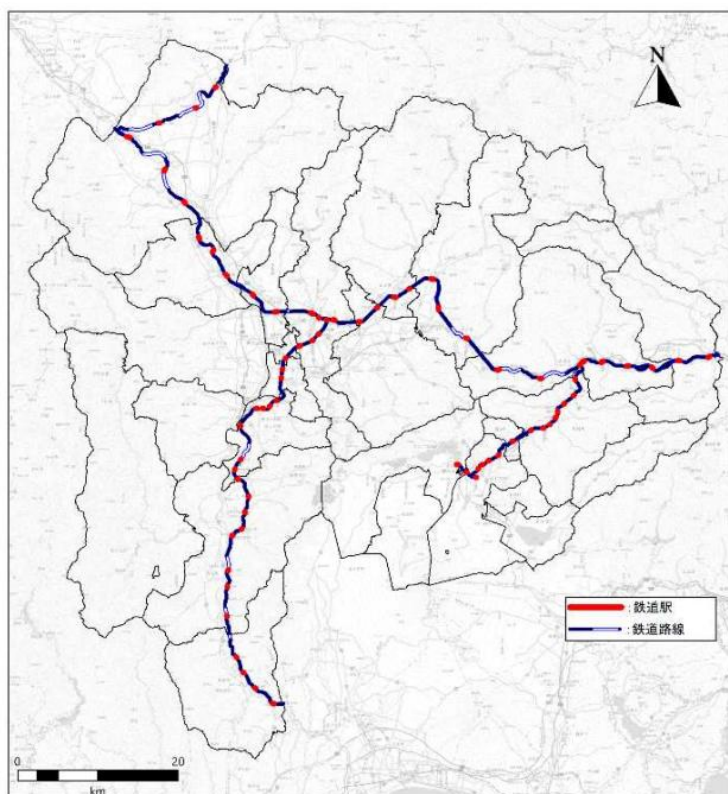
1,387 km

被害箇所数： 20 箇所

被害率（箇所/km）：

0.01

緊急輸送道路の被害予測



左図：鉄道分布

県内鉄道延長： 238.5 km

被害箇所数： 379 箇所

被害率（箇所/km）：
1.59

鉄道の被害予測

資料：山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）（一部加工）

資料3 受援体制の構築

最近の大規模災害は、発生した場合、自治体単独での災害廃棄物対策が困難な量の災害廃棄物が発生する。災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、収集運搬や仮置場の管理・運営を行う人員や資機材、発注手続きや補助金対応等の事務作業を行う人員等、多くの人的・物的資源が必要となる。

国の「災害廃棄物処理対策指針」に示されるように、被害を受けた自治体に対する支援の在り方と併せて、「受援」の観点が必要である。

被災自治体で人的・物的資源が不足する場合には、他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体から支援を受けて確保すること（受援）が必要となる。

平成28年に発生した熊本地震では、その後の「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（素案）報告（H28.12 中央防災会議 熊本WG）」において、

受援を想定した体制整備について検討を進めるべき

と提言している。

東日本大震災や熊本地震等を踏まえて平成29年3月に策定された「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府」では、応援・受援の基本的な考え方で

地方公共団体は、「災害時の受援（応援の受入れ）体制をあらかじめ整備しておくべきである

解説

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となります。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になります。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」です。

被災地外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災地を支援します。近年は、多くの地方公共団体が積極的な応援を実施するようになってきました。

一方、こうした応援状況の実態に対し、受援側の地方公共団体の準備は必ずしも十分とはいえません。

と掲げている。

以下、受援に向けて被災自治体が事前に準備しておく事項や、発災初期（場合によっては中長期）に支援者（都道府県や市区町村職員、学識経験者、収集運搬支援団体）を受け入れることを想定し、受援時に被災自治体を実施すべき事項を取りまとめた。

1. 平時から支援要請ルートの検討

- 支援要請ルートとして、市区町村が個別の民間事業者と締結している協定に基づくルートや、都道府県と産業廃棄物協会等が締結している協定に基づくルート、地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画に基づくルート等、様々なルートが考えられる。また、これ以外にも自治体間で締結している包括支援協定や、初動・応急期においては「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）、復旧・復興期においては全国知事会・全国市長会・全国町村会等を介した地方自治法に基づく職員の派遣を要請するルート等がある。
- 様々な支援内容や支援要請ルートがあることから、災害時に円滑・迅速な支援要請を行うことができるよう、自治体は要請可能なルートやその支援内容を把握・整理し、想定される災害の規模も踏まえた上で、優先する支援要請ルート等をあらかじめ検討しておくことが必要である。なお、各自治体で災害時受援計画が策定されている場合には、それと整合を図ったものとする必要がある。

2. 受援に当たって留意すべき事項

- 被災自治体と支援者の間で災害廃棄物対応のスケジュールの認識に差異があると、支援のマッチングが上手くいかなかったり、処理スケジュールが遅れる事態が想定されることから、被災自治体は他都道府県や市区町村、収集運搬支援団体、学識経験者等の支援者との情報共有を意識して行う必要がある。
- 支援は様々な内容が想定されるが、支援者を受け入れるための準備を依頼することも支援内容の1つとして考えられる。

3. 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援が想定される事項

主な支援要請事項を以下に記載する。

表 支援要請事項とその概要

支援要請事項	概要
① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬に係る人的・物的支援	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集車・運搬車等の機材の支援を要請する。
② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては重機等の機材の支援を要請する。
③ 災害廃棄物処理に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）	過去の災害において実際に災害廃棄物処理の経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する。

(2) 受援体制構築の基本的な流れ

1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

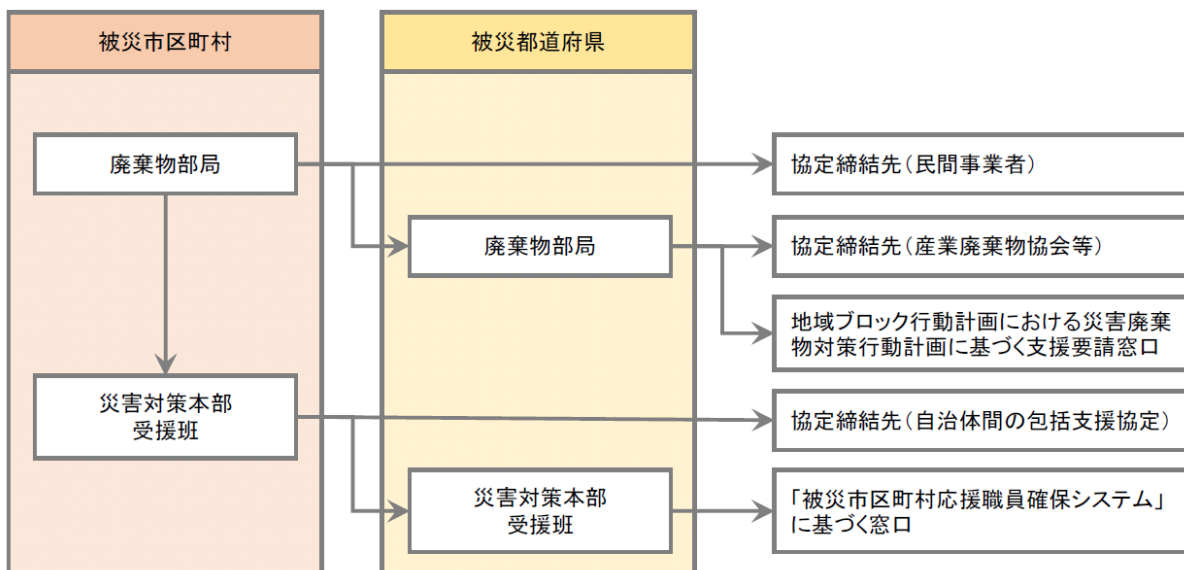
- ・被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者への要望を可能な限り取りまとめる(何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か)。
- ・被災自治体の廃棄物部局の職員は、要望と現在の受入れ状況から支援の過不足を整理した上で、支援が必要な量と期間を決定し、支援要請書を作成する。
- ・なお、被災自治体だけでは要望を取りまとめるのが困難な場合には、支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して要望を取りまとめることも可能である。

2) 災害対策本部への報告 (※災害対策本部に受援班が設置されている場合は受援班への報告)

- ・被災自治体の廃棄物部局の職員は、上記1)で取りまとめた結果を、災害対策本部(または受援班/担当)に報告する。

3) 支援の要請

- ・被災自治体の廃棄物部局の職員は、平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。
- ・支援要請の内容は、都道府県や地方環境事務所とも共有する。



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

4) 受入れ体制の構築

<ul style="list-style-type: none">・被災自治体の廃棄物部局の職員は、庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を作成する。
<ul style="list-style-type: none">・被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。被災自治体職員のすぐそばに配置し、被災自治体職員がすぐ相談できる環境を整えることが望ましい。
<ul style="list-style-type: none">・支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。（場・環境の確保については、役所の被災等によって、困難な場合もあるが、可能な限り検討する。）
<ul style="list-style-type: none">・過去の災害では、学識経験者等の自治体職員以外の支援者が庁内に自由に出入りできなかった事例があることから、あらかじめ災害対策本部の受援班と情報共有し、身分証明書を準備するなど円滑な支援が行えるようにする必要がある。

5) 支援者との情報共有

<ul style="list-style-type: none">・支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。
<ul style="list-style-type: none">・支援者にとっては不慣れな被災地で対応することになるため。定例会議等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、メンタルヘルス等へ配慮することも必要である。

6) 継続的な支援の必要性の検討

<ul style="list-style-type: none">・業務の実施状況や収集運搬・処理の状況、仮置場の状況を踏まえ、今後、必要な業務内容を整理する。引き続き支援が必要と判断される場合には、常駐支援の継続、または常駐支援は終了して電話や電子メール等による支援に切り替えるか支援者と協議する。
<ul style="list-style-type: none">・引き続き常駐支援が必要と判断されるが、支援者の継続支援が困難な場合には、今後、発生しうる課題を聞き取り、支援者と協議して対応策を検討しておく。
<ul style="list-style-type: none">・それでも支援が必要な場合には都道府県や地方環境事務所へ支援要請する。

4. 発災後、支援を受けるに当たって事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

【支援者を受け入れる場合】

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ● 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する斡旋等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）

【収集運搬支援を受ける場合】

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ● 災害廃棄物の集積所や仮置場等がわかる地図及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ● 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ● 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ● 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関する斡旋等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引継	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可）

5. 受援体制の検討時期

支援要請事項①～③の区分に沿って、受援体制の検討時期を整理した。

① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が含まれるため、最優先で処理する必要がある。またし尿は発災直後から迅速な集積運搬と処理が必要となる。そのため、生活ごみや避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理に人的・物的支援が必要な場合には、発災直後から受援体制を構築し、支援を受け入れることが必要となる。

片付けごみは、水害の場合は発災直後から排出され、地震の場合は余震が収束して住民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出される。水害の場合は、地震災害と比べ片付けごみが排出されるまでには時間的な猶予が無いことに注意が必要である。

② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援

被災市区町村は片付けごみを一時集積するために仮置場を設置することが必要となる。

片付けごみは、水害の場合は発災直後から排出され、地震の場合は余震が収束して住民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出される。そのため、水害の場合は、地震災害と比べ片付けごみが排出されるまでには時間的な猶予が無いことに注意が必要である。

③ 災害廃棄物処理に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）

発災直後は生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみへの対応が主となり、災害廃棄物処理実行計画の策定等の事務作業は、被災状況や被害規模が明らかとなった時点で検討を開始することになる。災害廃棄物実行計画を発災 1～2 か月後に公表することを目標とすると、応急対応の前半では受援体制を構築し、支援を受け入れることが急務となる。

資料：災害廃棄物対策指針 【技 8-3】平成 31 年 4 月 1 日作成

資料4 トイレ確保・管理チェックリスト（例）

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する団体名
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目1 災害用トイレの確保・保管計画を作成する									
1-1	各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	各避難所の想定される最大避難者数を確認する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	災害時のトイレ（便器）の必要数の見積を実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備を検討する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、防災担当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	屋外トイレの設置場所を確保する	◎				防災担当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-7	トイレの衛生管理に必要な物資等を確保する	◎				上水道担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する									
2-1	汲み取り業者等と災害時の協定を実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汲み取り業者
2-2	避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する	○	◎			浄化槽・し尿処理、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汲み取り業者
2-3	使用済み携帯トイレの保管場所を確保する	○	◎			施設管理者、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	使用済み携帯トイレの回収方法、手段を確保する	○		◎		衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目3 多重的に災害用トイレを確保する									
3-1	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	◎	◎			防災・商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トラック協会等
3-2	各避難所のトイレの不足数を把握する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	簡易トイレ（段ボール式等の組立式を含む）の使用環境を確保する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	要配慮者専用トイレを確保する		◎	○		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	仮設トイレ（組立式トイレを含む）の使用環境を確保する			◎		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示したか	確認したか	協働する団体名
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目4 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する									
4-1	既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認する		◎			施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	既設トイレの水洗トイレの使用禁止等の設置を実施する		◎			施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレを設置する		◎			施設管理者、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	マンホールトイレの使用環境を確保する			◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-5	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請を実施する		○			避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-6	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)を把握する			○		運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目5 トイレの使用ルールを確保する									
5-1	トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する	◎	◎	○		浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	トイレ用の履物を確保する		◎	○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-3	正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する			○		保健担当、運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア
5-4	トイレの男女別をわかりやすく表示を実施する			○		運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-5	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する			○		防犯担当、運営委員会、避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-6	女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する			○		運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目6 トイレの使用環境の改善を実施する									
6-1	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する			○		運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、社会福祉協議会
6-2	おむつや生理用品等を確保する		◎	○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-3	ウエットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤を確保する	◎	○	○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-4	おむつや生理用品のサンタリーボックスを確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-5	防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する		◎	○		商工担当等、施設管理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示したか	確認したか	協働する団体名
		準備	初動	応急	復旧				
6-6	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)を実施する			○		防犯担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-7	手すりの設置・段差の解消を実施する	○		○		商工、営繕担当、教育委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難所となる施設管理事務局
6-8	子供用のトイレ(便座)を確保する			○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目7 トイレの特別ニーズ対応を実施する									
7-1	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する		◎	○		運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-2	配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
7-3	感染性患者が出たときの専用トイレを確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当、運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-4	装具交換やおむつ交換のための折り畳み台を検討する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-5	人口肛門・人口膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-6	トイレの待合スペース・風雨日除けの確保を検討する				○	商工、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目8 トイレの清潔な衛生環境を確保する									
8-1	手洗い用の水・石鹸を確保する	◎		◎	○	商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-2	手指消毒液を確保する	◎	◎			商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-3	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する			◎	○	運営委員会、避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-4	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等を確保する			○		商工、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-5	防虫・除虫対策を実施する			○		浄化槽・し尿処理担当、避難所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月 内閣府(防災担当)

資料5 廃棄物処理施設等の点検項目

1. 焼却施設の点検事項（例）

点検箇所	点検内容
建築物	工場棟、煙突、管理棟 各種目視点検（亀裂、崩落、傾き 等）
電気系統	表示等各種目視点検、各種配線接合部損傷点検、各トランス目視点検、電力コンデンサーオイル漏れ点検
バッテリー室	目視点検、バッテリー盤内液漏れ点検
灯油設備	地下タンク油量及び油漏れ点検、灯油配管目視点検
危険物設備	目視点検（漏出）
薬品タンク	目視点検（漏出）
分析試験室	目視点検（危険な薬品）
エレベーター	停止状況確認、動作確認（搭乗しない）、保守業者へ連絡
ガス	ガス使用設備周辺臭気確認、元栓閉鎖確認、各ガス機器類点検
炉・ボイラー	炉内、炉壁、水管状態目視点検、設備本体及び基礎状態点検、各種配管状態点検
クレーン	ガーダー、クラブ上の機器点検、レール点検、ケーブル点検
水処理設備 高温水設備	各種点検、各種配管状態点検
汚水処理設備	各槽点検、各機器目視点検
バンカーゲート	油圧装置目視点検、油圧配管目視点検
粉碎機	油タンク及び配管ライン点検、本体及び基礎状態点検
計量	トラックスケール点検

2. 最終処分場の点検項目

時間	点検の種類	点検の目的	点検の内容
地震発生後 1～2日	緊急点検	廃棄物搬入可否の 判断	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検(埋設地全体、施設全体) ・航空写真による処理場全体の点検(入手可能な場合)
～7日	初期点検	環境保全機能の 維持	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング孔による水質点検 (遮水機能の点検) ・地下水集排水管、浸出水集排水管の水量・水質点検 (遮水機能の点検) ・簡易測量による点検(固定点の座標点検)
～1か月	詳細点検	施設機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留構造物(測量(平面測量、縦断測量、横断測量)) ・遮水工(埋立地の測量、漏水検知による点検、トレーサーによる点検) ・浸出水集排水管

資料6 災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

災害廃棄物 全体量Y (t)	$Y(t) = Y_1(t) + Y_2(t)$ <p>Y₁：建物解体に伴い発生する災害廃棄物量（解体廃棄物発生量） Y₂：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（片付けごみ発生量） ※ Y₂については、状況に応じて、「表2.9」の推計方法を活用することを検討する。</p>
解体廃棄物 発生量Y ₁ (t)	$Y_1(t) = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$ <p>被害棟数（棟） X₁、X₂、X₃、X₄ 添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊 a：解体災害廃棄物発生原単位（t/棟） $a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$ A₁：木造床面積（m²/棟） 98.0 A₂：非木造床面積（m²/棟） 204.6 a₁：木造建物発生原単位（t/m²） 0.5 a₂：非木造建物発生原単位（t/m²） 1.2 r₁：解体棟数の構造割合（木造）（-） 90.3(%) r₂：解体棟数の構造割合（非木造）（-） 9.7(%) b₁：全壊建物解体率（-） 地震 0.75、水害及び土砂災害 0.5 b₂：半壊建物解体率（-） 地震 0.25、水害及び土砂災害 0.1 ※ A₁、A₂、r₁及びr₂の右端の値は、山梨県における数値を掲載。 ※ 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。</p>
片付けごみ 発生量Y ₂ (t)	$Y_2(t) = (X_1 + X_2) \times CP$ <p>CP：片付けごみ及び公物量等発生原単位（t/棟） 地震 53.5、水害 30.3、土砂災害 164</p>

片付けごみ 発生量C (t)	<p>【地震】</p> $C(t) = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5) \times c$ <p>【水害】</p> $C(t) = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$ <p>被害棟数（棟） X₁、X₂、X₃、X₄、X₅、X₆、X₇ 添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊 5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水 c：片付けごみ発生原単位（t/棟） 地震 2.5、水害及び土砂災害 1.7</p>
----------------------	--

災害廃棄物の発生量の推計方法【片付けごみ発生量のみ】

参考：「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2」

資料：山梨県災害廃棄物処理計画 平成29年4月 令和6年5月改定 山梨県環境・エネルギー部

資料7 廃石綿等・石綿含有廃棄物の適正処理

1. 廃棄物の区分及び表示

必要な区分	主な廃棄物	保管・搬出
廃石綿等 ^{注1)}	<ul style="list-style-type: none"> ・除去された石綿含有吹付け材 ・除去された石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材 ※石綿含有とみなして除去したものを含む ・届出対象特定工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスクのフィルタ、保護衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出 ・やむを得ず保管する場合は、特別管理産業廃棄物の保管基準に従う
石綿含有廃棄物 ^{注2)}	<ul style="list-style-type: none"> ・除去された石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの ※石綿含有とみなして除去したものを含む ・解体等工事(廃石綿等が排出される解体等工事は除く。)において廃棄されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれがあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物の処理基準に従い保管 ・地方公共団体の設置する仮置場に搬出する場合は、地方公共団体の定める搬入基準に従う
石綿を含まない廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含まないがれき類、木くず、金属くず等 	—

注1) 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の他、一般廃棄物である石綿含有吹付け材、石綿を含む保温材、断熱材、耐火被覆材等、同様の性状を有する廃棄物

2) 石綿含有産業廃棄物及び石綿含有一般廃棄物

2. 収集・運搬

● 廃石綿等

- ① 廃石綿等が飛散し、及び流出しないようにする。
- ② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。
- ③ 廃石綿等の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずる。
- ④ 廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにする。
- ⑤ 廃石綿等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し又は運搬する。
- ⑥ 廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。

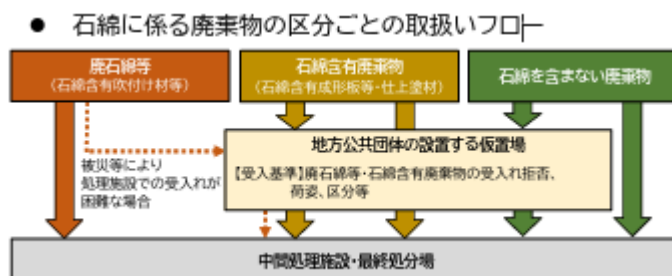
● 石綿含有廃棄物

- ① 石綿含有廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行う。
- ② 他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずる。
- ③ 飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を講ずる。
- ④ 運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずる。
- ⑤ 積載物が石綿含有廃棄物であることを視認できる箇所に表示する。
- ⑥ 積替えのために保管を行う場合は、本概要版 p.17 解体等工事における石綿の飛散防止『4. 石綿に係る廃棄物の区分と解体等工事現場での保管・搬出』による。

3. 自治体による一時保管

(1) 廃石綿等

- ・ 仮置場を設置する地方公共団体は、事前に石綿含有廃棄物等に係る受入れ基準を定める。
- ・ 廃石綿等については、原則として仮置場への受入れは行わず、許可等を受けた中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導する。



(2) 石綿含有廃棄物等に係る受入れ基準の設定

- ・ 仮置場を設置する地方公共団体は、設置前に石綿含有廃棄物等の受入れ可否及び、受入れを行う場合は、右の事項に関する受入れ基準を定め、解体等事業者、住民及びボランティアに周知する。

石綿含有廃棄物等に係る受け入れ基準の例
① 受入れ荷姿 (大きさ・梱包等)
② 受入れ廃棄物の区分 (石綿に関して区分する)
③ 必要な書類等 (事前調査結果の書類等)

(3) 石綿含有廃棄物の一時保管

- ・ 受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認する。
- ・ 受入れ後も随時確認し、石綿を含まない廃棄物の中に石綿含有廃棄物が混入していた場合には適切に分別する。
- ・ 石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

(4) 仮置場における分別・保管

- ・ 石綿含有成形板等の分別・保管は、石綿が飛散しないよう、以下に従って実施する。

作業項目	内容
分別場所周辺の養生	粉じん等の飛散防止幕や散水装置等を設置する。
石綿含有成形板等の分別	原則、手作業で行う。やむを得ない場合は湿潤化した後機械等によって撤去する。定型の大きさの石綿含有成形板が梱包できるフレキシブルコンテナバッグが市販されているので、これを利用するとよい。
破碎及び切断	収集・運搬のためやむを得ず切断・破碎を行う場合は、十分な湿潤化の後に、必要最小限度の破碎又は切断を行う。
石綿含有成形板等の分別後の措置	保管基準に従い適切に区分して保管する。
防じんマスクの着用	作業内容によって、適切な防じんマスクを着用する。

4. 中間処理・最終処分

・ 廃石綿等や石綿含有廃棄物の処理に当たっては、関係法令や通知、技術上の基準等に従い適切に処理する。

No	通知等の名称
1.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知) 平成18年9月27日 環廃対発第060927001号 環廃産発第060927002号
2.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(通知) 平成18年8月9日 環廃対発第060809002号 環廃産発第06080904号
3.	石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版) 令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局 令和4年11月4日一部修正

資料：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）概要版」令和5年4月

資料8 有害・危険製品の処理

1. 基本事項

有害性・危険性がある廃棄物が、地震や水害等より流出した場合、適切な収集・処理が行われずに放置されると、環境・健康への長期的影響や災害復興の障害を起こすものが多い。

「適正な処理が困難なもの」の一般的な処理方針を以下に示す。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、災害発生時においても平時と同様に事業者の責任において処理することを原則とする。
- 一般家庭から排出される「適正な処理が困難なもの」は、災害発生時に排出増加が予想されるため、初期段階で排出に関する優先順位（回収開始や通常運用まで排出しないなど）や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。
- 業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要である。また、そのため業者へ協力要請を行う。業者引取依頼等の対応については、広報等により住民への周知を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。

表1 対象とする有害・危険製品

区分	品目
有害性物資を含むもの	廃農薬類、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）
	塗料、ペンキ
	廃電池類（密閉型蓄電池、ニッケル・カドミウム電池、ボタン電池、カーバッテリー）
	廃蛍光灯、水銀温度計
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル
	有機溶剤（シンナー等）
	高圧ガスボンベ
	カセットボンベ・スプレー缶
	消火器
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等

表1に示す品目を対象に注意点を整理する。

2. 有害・危険製品別の収集・処理方法について

- 各有害・危険製品の収集ルートが機能している場合：各指定引取・受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- 各有害・危険製品の収集ルートが機能していない場合：仮置場／一次集積所にて一次保管し、指定引取場所の復旧を待つか、他の地域の指定引取場所へ転送し、処理・リサイクルを行う。

表2 有害・危険性廃棄物の収集・処理方法

項目	収集方法	収集関連問合せ先	処理方法	
廃農薬類、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理	○J A（農協）、農薬販売店 ○産業廃棄物処理業者照会先 http://server-.zensanpairen.or.jp/index.php	中和、焼却	
塗料、ペンキ	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理		焼却	
廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	○リサイクル協力店照会先（社）J B R C http://www.jbrc.net./hp/contents/index.html	破砕、選別、リサイクル
	ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	○ボタン電池回収協力店照会先（社）電池工業会 http://www.botankaishu.jp/srch/srch10.php	破砕、選別、リサイクル
	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ		破砕、選別、リサイクル（金属回収）
廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ		破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ		焼却、リサイクル	
有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼		焼却	
ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	○（社）エルピーガス協会 http://www.japanlpg.or.jp/index.html	再利用、リサイクル	
カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから自治体の排出先に排出		破砕	
消火器	販売店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	○特定窓口、指定引取場所照会先（株）消火器リサイクル推進センター http://www.ferpc.jp/index.html	破砕、選別、リサイクル	
使用済み注射器針、使い捨て注射器	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関で回収（例：使用済み注射器針回収薬局等）		焼却・熔融、埋立	

または、一次保管施設を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やりとりをすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

3. 廃農薬類

(1) 「使用残農薬の管理と処分について（平成16年12月改訂）」（<http://www.jcpa.or.jp/>）を参考にする。

(2) 災害廃棄物となって回収された場合には、次の点に注意する。

・容器内に残った農薬

○容器内に残っている農薬は誤用、誤飲、誤食等为了避免するため他の容器に移しかえない。

○容器内に残っている農薬及び使用済み容器に付着した農薬を河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

○揮発性農薬の入った缶状の容器の場合：農薬工業会作成の「使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分について（平成16年12月）」に従って処分する。

・農薬をやむを得ず廃棄する場合

○可能な限り、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。

(3) 特に注意すべき点

・毒物や劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め業者登録が必要で、廃棄方法も品目ごとに定められている。

・シマジン、チウラム、ベンチオカーブ（チオベンカルブ）、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン、EPNに限る）、D-D（1,3-ジクロロプロペン）を一定以上の割合で含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。

・液状の製剤等は産業廃棄物（廃酸・廃アルカリに分類）と判断される場合もあるので、農薬の廃棄は、保管、輸送、処理委託も含め十分な確認が必要である。

(5) 保管に際しては、風雨により流出することのないよう、屋根のある屋内で保管するか、屋外の場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面含む）ことが望ましい。

4. 塗料・ペンキ

(1) 災害廃棄物中から分別された塗料が、産業廃棄物に属するものである場合、運搬・処理は許可を受けた業者に委託することが望ましい。

(2) 一般家庭で使用されるような、少量の塗料・ペンキの場合、基本的に液体状態では、廃棄することができない。使い切ってから廃棄することを原則とする。処理処分せざるを得ない場合は以下のように処分する。

・塗料そのもの：塗料をできるだけかき出し、新聞紙等に塗り広げて乾燥させてから可燃ごみとして処理する。塗料処理剤を用い、固化・粉末状態にして新聞紙、ポリ袋に入れ可燃ごみとして焼却処理する方法もある。

・容器：容器の中の塗料を出しきって（容器の内側についた塗料が底に溜まらない程度）から、火気のない屋外で容器内の塗料を十分乾燥させてから不燃（または金属等、市の分別に合わせる）ごみとして処分する（プラスチック容器の場合はプラスチックとして処分する）。

・使いかけのエアゾール製品：必ず中身を出しきり、完全にガスを抜いてから捨てる。ガスを抜く際、容器に穴をあけない。また爆発の危険があるため火中には絶対投じない。ガスを抜いた後、容器、キャップそれぞれ市の分別に合わせて排出する。

・古い物の場合、フロンガスを含む場合があり、可能な限り確認・保管する。

5. 廃乾電池

- ・可能な限り分別して集積所に保管し、平時の回収ルートにのせる。水銀が含まれるボタン電池等は、容器を指定して保管し、回収ルートが確立するまで保管する。
- ・リチウム電池は発火の可能性等があるため注意する。(リチウム電池を搭載する小型家電製品等は、可燃性廃棄物とは分離保管する。)

6. 廃蛍光灯

- ・可能な限り平時の回収ルート（リサイクル）にのせることが望ましい。排出量は膨大でないと考えられることから、仮置場や一次集積所で、平時の回収ルートが構築されるか、処理・資源化可能な施設への輸送が現実化するまで保管する。
- ・破損のおそれがあるため、ドラム缶等に入れておく方が良い。

7. 高圧ガスボンベ

- ・水害等により流出したボンベ、災害廃棄物や土砂に埋もれたボンベは、ガス漏れによる中毒、発火、爆発等のおそれがあり、収集・運搬時も慎重な取り扱いが必要である。
- ・現場では、流出ボンベを発見した場合、近寄ったり触れたりしない。自ら回収・集積することは避け、関係団体に連絡する。
- ・容器置場に収まらない場合は、暫定的に敷地内で仮置きする必要がある。なお、所有者が判明した容器は、所有者に返還するが、所有者が不明等のボンベは、集積できる場所が必要となる。

表3 高圧ガスボンベの内容物と外観

ガスの種類	ボンベの色	ガスの性質
LPガス	一般的にねずみ色	可燃性ガス
酸素	黒色	支燃性ガス
アセチレン	褐色	可燃性ガス

8. カセットボンベ・スプレー缶

- ・内部にガスが残存しているボンベは、重機による作業や運搬車両への積み込み、破碎や選別作業時に、発火、爆発の危険がある。可能な限り他の廃棄物と分離する必要がある。
- ・古い物の場合、フロンガスを含む場合があり、可能な限り確認・保管する。
- ・分離したボンベは、内部のガスを抜く作業が必要である。その際、次の点に注意する。
 - ガス抜き作業は、換気、自然通風が十分な場所で行う。可能であれば、屋外で実施することが望ましい。
 - メーカーの注意書き（中身排出機構の説明等）に従って作業を行う。
 - 火気、サーモスタットその他の点火源となるもののない場所で行う。
 - 尖った針等で穴をあける作業は、火花により発火することもあるため、穴をあけずにスプレーボタンを使って中身を出しきる。具体的な手法については、東京消防庁 (http://www.tfd.tokyo.jp/lfe/topics/gas_cylinder01.html) 等が参考になる。

【参考】東日本大震災におけるエルピーガス協会によるガスボンベ回収（具体的方法）

- ・指定した地域において小グループ（4～5人程度、車2台程度）で被災地を回る。
- ・災害廃棄物撤去作業が進んでいるところを順次回り回収する。回収の際には、バルブを閉める等の保安上の応急処置をする。また、LPガス以外の高圧ガスボンベを見つけた場合も回収に協力する。
- ・回収したボンベは、あらかじめ各県内の充てん所を決めておき、そこに集積する。

9. 消火器

- ・仮置場や一次集積所に分別された消火器は、混合ごみから抜き出しておく必要がある。
- ・焼却は通常、基本的に(株)消火器リサイクル推進センター (<http://www.ferpc.jp/index.html>) によって回収・リサイクルが行われる。なお、消火器が解体されるなど、バラバラの状態では受付はできないと考えられる。
- ・消火器の収集運搬の際は、廃消火器や廃消火薬剤が飛散・漏えいしないように処置する。安全栓の有無を確認すると同時に、中身が漏れている場合は袋に入れる。

資料：災害廃棄物分別・処理 実務マニュアル 一般社団法人 廃棄物資源循環学会・編著

資料9 支援物資をごみにしないための留意点

【基本的事項】

被災地への支援としては支援物資を送るという方法も一般的であるが、個人の不要物（例えば古着、靴、古書等）が送られる場合や大量の支援物資の仕分けや消費ができずごみとなってしまふ（賞味期限切れの食品や飲料品等）問題がある。また、避難所の人数分の数量がないために配布されない等の問題もある）。これらの問題を防ぐため、状況に応じて個人から直接送られる支援物資は受入ないことを検討・公表するとともに、救援物資を募集する団体や自治体の窓口を集約することも有効である。自治体の物資集積拠点で支援物資が滞留しないように、物流専門家を活用することも考えられる。被災者のニーズを把握し、発信する仕組み、荷解きや仕分けなどの現地での作業負担を減らす仕組みを構築する。

【物資支援の留意点】

ライフラインや道路網等の復旧ができていない初期の生活必需物資の支援については、自衛隊等により行われる。以下には、ある程度ライフラインや道路網等が復旧した段階での留意点を挙げる。

(1) 大規模避難所や仮設住宅以外の被災者のニーズも把握、発信する

支援物資の需要と供給のギャップを解消するため、NPO や自治体によって受入を希望するもののリスト、送り先、募集期間などを公表する。

(2) できる限り、現地での荷解き・仕分け・荷づくりの負担を減らす

現地の作業負担を減らすために、可能なかぎり避難所へ直接配送を依頼し、物資だけでなく車両や人員も要請する。

(3) 必要物資のリストをウェブサイトで管理する

必要な物資のリストはウェブサイト等で一元的に管理し、支援者が決まった物資をリストから随時削除できるようにすることも効率的な物資支援システムとして期待される。

(4) 個人により求めるものが多様なものについては、個人で選べる形式が望ましい

現地のニーズは刻々と変化するため、緊急的な支援が終わり、生活や事業活動を立て直す段階になると、個人のニーズが多様になる。そのため、行政等による支援は難しくなるが、多くの財産を失った被災者が全て自身で調達することは困難であるため、NPO や企業と連携した支援を実現し、被災者に知らせることが重要である。

(5) 現地調達で物資支援が可能ならば、経済復興支援の観点からできる限り現地調達を心がける

被災地の経済復興支援の観点から、ネットショッピングを活用して可能な限り現地調達を行うことが望ましい。

(6) 平等分配にこだわりすぎず、柔軟な対応を心掛ける


平等に配れないためにその物資が必要な人に届かないことがしばしば見られるが、分配ルールを工夫したり、NPO 等に任せたりするなど、柔軟に必要な人に必要なものを届けられる仕組みを作ることが必要である。

- (7) 避難所間の物資情報の共有と循環便による調整の仕組みを作る
物資情報を共有し、避難所間で物資の偏りがないよう調整する。

資料：災害廃棄物対策指針【技 16-2】令和 2 年 3 月 31 日改定

資料 10 環境省における災害関係事業について

環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」、「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等
補助率	1/2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

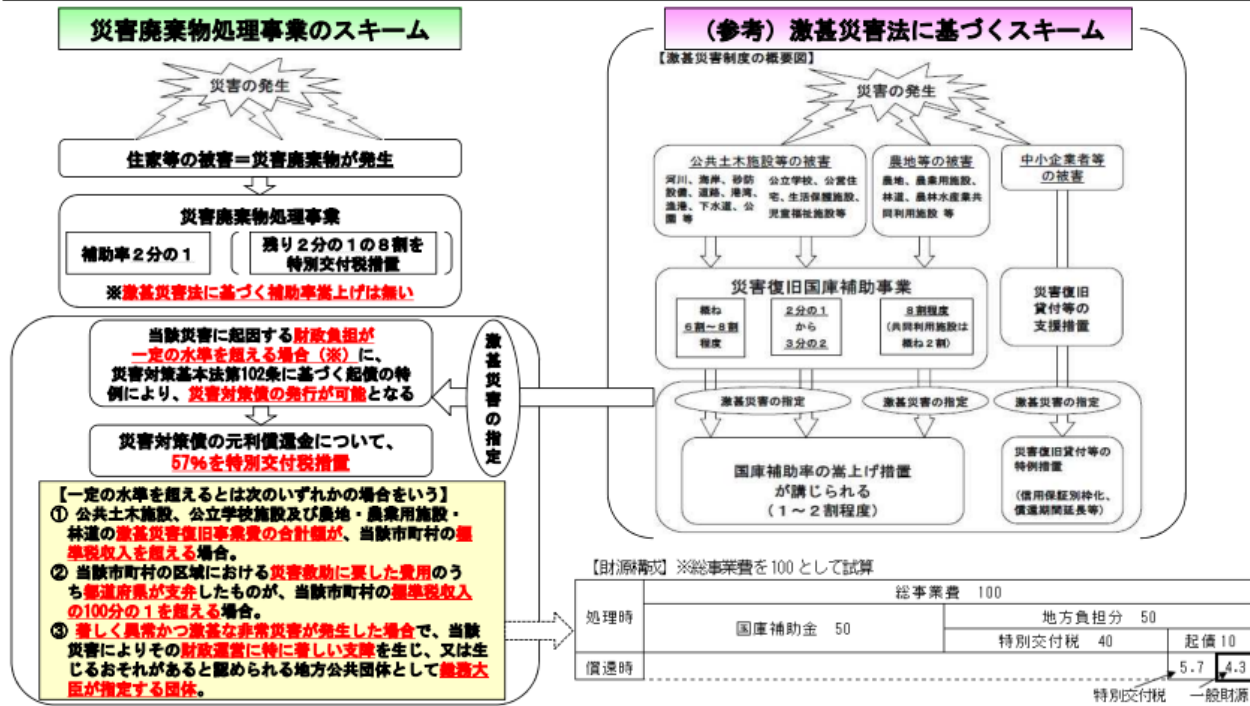
災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が**災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業**であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%
	最大90%	最大95.7%

激甚災害時における災害廃棄物処理事業に要する経費の財政支援について

- ▶ 本事業では、国庫補助率2分の1に合わせて、残りの地方負担の8割が特別交付税措置され、**措置割合が90%（実質負担10%）**となる
- ▶ 当該災害が**激甚災害に指定され、さらに財政負担が一定の水準を超える場合、災害対策基本法第102条に基づく起債の特例により、残り1割の地方負担について市町村による起債（災害対策債の発行）が可能となる**
- ▶ 市町村が災害対策債により対処した場合、元利償還金について**57%が特別交付税措置**され、**措置割合が95.7%（実質負担4.3%）**となる



（参考）災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出された尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	○1市町村（一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇄財務省：1億円以上）	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

資料：環境省 災害廃棄物等処理事業費補助金について

環境省 災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）

山梨県災害廃棄物処理計画（令和 6 年 5 月 改定）

1. 目的

○ 災害時に発生する災害廃棄物処理における県・市町村による基本的な対応を定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることを目的とする。

2. 改定の経緯等

○ 国は、東日本大震災等の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に定めた災害廃棄物対策指針等において、県・市町村に計画の策定を促し、本県は、平成 29 年 4 月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定した。

※ 国は、廃棄物処理法第 5 条の 2 の規定に基づき国の基本的方針（平成 28 年 1 月）にて、「県及び市町村は災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。」と明記。

○ その後、国の指針等が見直されたことから、県は令和 3 年 3 月に山梨県災害廃棄物処理計画を初めて改定し、発生頻度の高い水害対応の記載を充実させ、また、近年の災害の発生状況を踏まえ、時系列の対応区分の変更や、被災後の処理（公費解体等）の記載の充実等を行った。

○ 今般、県及び市町村等は、令和 5 年 3 月に災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結し、相互支援体制を構築したこと、国の指針（資料編）が令和 5 年 4 月に改定されたこと、令和 6 年 3 月に山梨県地域防災計画の改定等により、地震別の被害推定が更新されたこと等を踏まえ、より実効性のある計画として山梨県災害廃棄物処理計画を改定するものである。

3. 今回の改定のポイント

① 災害廃棄物等の処理に関する相互支援

・ 令和 5 年 3 月に県及び市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結。災害により区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難になった市町村等に対し、県及びその他の市町村等が円滑な処理を確保するために相互支援を行う。

② 市町村における仮置場の必要面積算定等に係る情報の更新

・ 令和 5 年 4 月に国の指針（資料編）が改定され、「災害廃棄物発生量の推計式」が最新の知見等を踏まえて更新されたことに伴い、従前の推計式を更新。
 ・ 令和 5 年 5 月に公表された山梨県地震被害想定調査の結果や令和 6 年 3 月に改定された山梨県地域防災計画を踏まえ、資料編の地震別の災害廃棄物発生量等を更新。

③ その他

・ 本県が令和 6 年の能登半島地震において、人材バンク制度による被災地派遣で得られた経験を踏まえ、次の事項の記載を充実化。
 （災害廃棄物発生量の推計に活用できる情報、仮置場の管理・運営）

4. 時系列ごとの県及び市町村等の行動内容

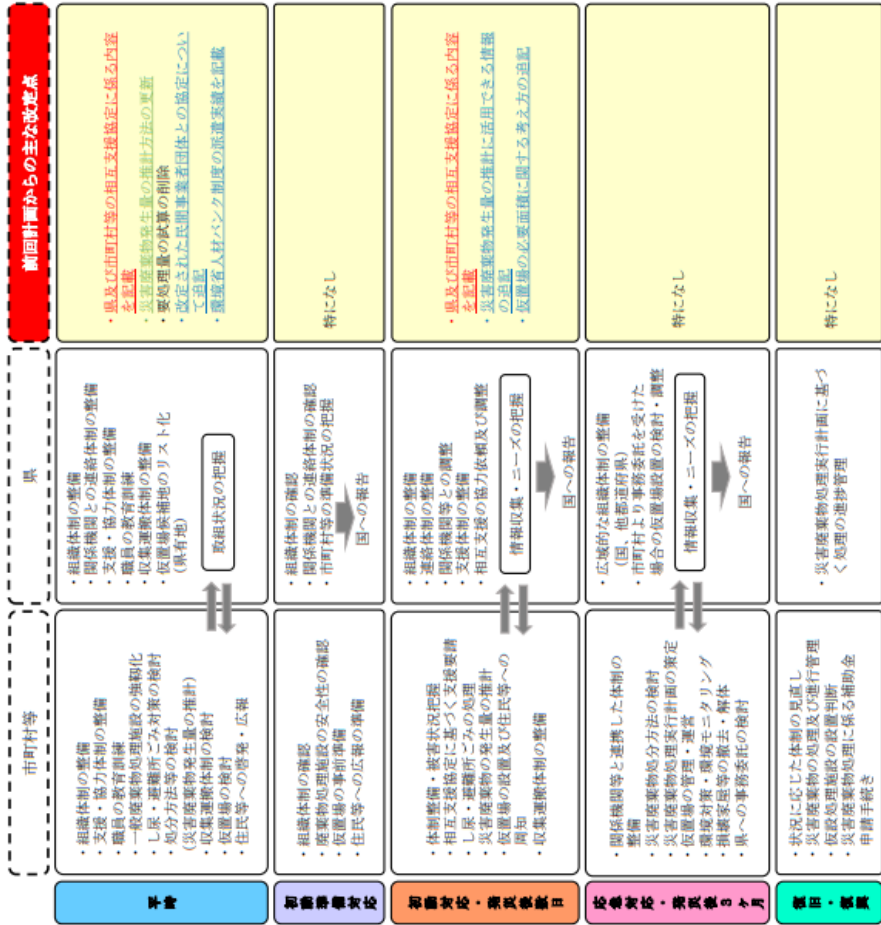
○ 災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物処理法の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることが基本となる。

○ 災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難な場合は、県及びその他の市町村等は円滑な処理を確保するために相互支援を行う。

○ 県は、広域支援体制の確立を図るとともに、市町村が実施する災害廃棄物処理に対して必要な助言・支援を行う。

○ 災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容は、次の図のとおりとなる。

※ 主な改定点の下線部は、前改定のポイント①～③に基づき、改定を行った部分を色分けして示している。



資料 12 富士吉田市の過去の災害履歴

1 過去の主な一般災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
風水害 (台風7号)	昭和34年8月14日	富士吉田市全域	被災総数112世帯、392人 住宅全壊8戸、半壊104戸
風水害 (台風15号)	昭和34年9月26日	富士吉田市全域	被災総数450世帯、1,575人 住宅全壊5戸、半壊15戸 準半壊80戸、小破損350戸
雪代	昭和36年4月6日	宮川流域	床上浸水44戸、床下土砂流入70戸 流失家屋1戸
風水害 (台風26号)	昭和41年9月26日	富士吉田市全域	重傷者2人、軽傷者8人 住宅全壊225戸、半壊34戸 床上浸水43戸、床下浸水18戸 小破損320戸 農作物被害1億8千万円
風水害 (台風5号)	昭和58年8月16日	新倉地区	床上浸水67戸、床下浸水78戸 道路決壊3箇所 山崩れ5箇所
風水害 (台風12号)	平成3年8月20日	向原地区	全壊1戸、半壊8戸 床上浸水76戸、床下浸水103戸
大雪(雪害)	平成10年1月14日～16日	富士吉田市全域	重傷者1名、軽症者1名、非住家全壊11戸、半壊1戸、鉄道不通
風水害 (台風12号)	平成23年9月1日～5日	富士吉田市全域	床下浸水1戸 土砂崩れ22箇所
風水害 (台風15号)	平成23年9月21日	富士吉田市全域	床上浸水4戸、床下浸水6戸 土砂崩れ11箇所
大雪(雪害)	平成26年2月14日～15日	富士吉田市全域	積雪量143cm、死者1人、住宅全壊3戸、半壊3戸 一部損壊36戸、農業関係施設64棟、公共施設2件、避難者166名、中央道・富士五湖道・R137・R138・R139通行不能、鉄道普通

2 過去の主な地震災害

災害発生日	被害状況
1707(宝永4). 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(安政元). 11. 4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。(安政大地震M8.4)(温恭院殿御実記)
1918(大正7). 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村、鯉沢等に被害
1923(大正12). 9. 1	関東大地震(M7.9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟半壊4,992棟、地盤の液状化現象3箇所
1944(昭和19). 12. 7	東南海地震(M7.9)で甲府にも被害
1996(平成8). 3. 6	山梨県東部地震(M5.8富士吉田市震度5)本市では、水源の汚濁により断水となり3,600世帯、9,000人に影響
2011(平成23). 3. 11	東日本大震災(M9.0富士吉田市震度4)市内全域で停電 水源の汚濁により断水となり4,000世帯、10,000人に影響
2011(平成23). 3. 15	静岡県東部地震(M6.0富士吉田市震度5弱)本市負傷者1人、下吉田の一部地域で断水

資料 13 協定締結先への協力依頼文

年 月 日

【協定締結先】 御中

富士吉田市長

災害廃棄物等の処理に関する基本協定に基づく協力依頼

災害廃棄物等の処理に関する基本協定第 3 条に基づき、下記のとおり協力の要請を行います。
つきましては、_____のご提出をお願いします。

記

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- (5) 災害廃棄物等の処分

資料 14 緊急対応分の協定締結先との覚書

災害廃棄物等処理業務（緊急対応分）に係る覚書

富士吉田市（以下「甲」という。）と【協定締結先】（以下「乙」という。）とは、令和__年__月発生の_____に伴う災害廃棄物処理業務（緊急対応分）について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 乙は、次の災害廃棄物処理業務（緊急対応分）について、甲の指示により速やかに行うものとする。

1 内 容

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援
- (2) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 前各号に伴う必要な事業に関すること
- (5) 災害廃棄物等の処分に関すること

2 履行場所 _____

3 詳細については、別途担当者から随時指示する。

第2条 甲は、専決処分をしたときは、甲乙専決日を以って契約を締結するものとする。

なお、災害廃棄物処理業務（緊急対応分）実施の日から契約締結までに実施したものについては、有効とする追認条項を追記するものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号
富士吉田市長 堀内 茂

乙 【協定締結先】

災害廃棄物（災害時がれき等）収集運搬業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令に従い、被災地域で発生した災害廃棄物を適正に収集運搬することによって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 業務の場所

富士吉田市の被災地域

3 業務期間

契約締結日から〇〇年〇月〇日まで

4 業務内容

- (1) 被災地域での人命救助や道路啓開により発生したがれきの収集運搬
- (2) 被災地域から発生した片づけごみ（一部損壊家屋等から災害を起因として発生した家具や家電などの粗大ごみ）の収集運搬
- (3) 被災地域での解体家屋の撤去により発生したがれきの収集運搬

5 搬入方法

- (1) 市が指定する搬入先へ廃棄物を運搬する。
- (2) 搬入方法は、受入先の受入条件によること。

6 収集運搬業務等の遵守事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。

7 契約単価

(1) 車両単価

受託者が運搬作業を履行したときは、別表「単価表」の「車両単価」を支払う。なお、休日作業については、休日割増として車両借上げ単価に100分の15を乗じた額を加算する。休日割増の算出において10円未満の端数が生じたときは、円位未満切り捨て後、10円単位に切り上げる。

(2) 重機単価

廃棄物の積込みに重機を使用したときは、別表「単価表」の「重機単価」を支払う。なお、台数に関しては、市と協議し、その承認後に配置すること。なお、休日作業については、休日割増として車両借上げ単価に100分の15を乗じた額を加算する。休日割増の算出において10円未満の端数が生じたときは、円位未満切り捨て後、10円単位に切り上げる。

(3) 作業員単価

作業員を収集作業に従事させたときは、別表「単価表」の「作業員単価」を支払う。

8 業務報告

- (1) 本業務に係る業務従事者、車両の稼働状況を記載した日報を作成し、月ごとに集計して報告すること。なお、日報は業務休止日を除き毎日作成し、保存すること。
- (2) 業務完了報告書の様式は市と協議のうえ決定すること。
- (3) 業務完了報告書は、市〇〇課に提出すること。
- (4) 必要に応じて、災害廃棄物収集運搬の状況や関係書類等について随時問い合わせ、又は関係施設に立ち入り関係書類等进行检查し報告を求めるため、誠実に対応すること。
- (5) 事故など緊急事態が発生した際には、直ちに市へ連絡すること。

9 支払い

月ごとに市担当課による検査合格後、請求により支払う。

10 その他

- (1) 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日とし、「平日」とはそれ以外の日とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、その都度、受託者及び市担当課双方で協議の上、取り決めをする。

11 本件担当課

富士吉田市〇〇課

連絡先：〇〇

FAX：〇〇

所在地：〇〇

単価表

【車両単価】

塵芥車

車種		プレス式塵芥車			回転板式塵芥車		
積載量		2 t	4 t	8 t	2 t	4 t	8 t
運賃	10km まで						
	20km まで						
	30km まで						
	40km まで						
	50km まで						
	60km まで						
	70km まで						
	80km まで						
	90km まで						
	100km まで						
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに						
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに						

深ボディダンプ車

車種		深ボディダンプ車			特殊深ボディダンプ車		
積載量		2 t	4 t	10 t	30m ³	40m ³	50m ³
運賃	10km まで						
	20km まで						
	30km まで						
	40km まで						
	50km まで						
	60km まで						
	70km まで						
	80km まで						
	90km まで						
	100km まで						
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに						
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに						

トラック

車種	普通トラック		クレーン付普通トラック		
	積載量	5 t 以下	6 t 以上	5 t 以下	6 t 以上
運賃	10km まで				
	20km まで				
	30km まで				
	40km まで				
	50km まで				
	60km まで				
	70km まで				
	80km まで				
	90km まで				
	100km まで				
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに				
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに				

【重機単価】

	項目	単価	単位
1	バックホウ (0.1~0.2 m ³) オペレータ付		日
2	バックホウ (0.2~0.3 m ³) オペレータ付		日
3	バックホウ (0.3~0.4 m ³) オペレータ付		日
4	バックホウ (0.4~0.5 m ³) オペレータ付		日
5	バックホウ (0.5~0.6 m ³) オペレータ付		日
6	バックホウ (0.7~0.8 m ³) オペレータ付		日
7	バックホウ (0.9~1.0 m ³) オペレータ付		日

【作業員単価】

作業員	平日	
	休日	

災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時					
会社名	会社名：				
作業員氏名	作業員：				
運転手氏名	運転手：				
車両ナンバー	車両ナンバー：				
車種	車 種：				
収集運搬実績	搬入回数	搬入量	搬入場所	作業場所	輸送距離
	1回目				
	2回目				
	3回目				
	4回目				
	5回目				
	6回目				
	7回目				
	8回目				
	9回目				
	10回目				
特記事項					

資料16 緊急対応分の協定締結先への業務委託仕様書（案）（処分業務）

令和6年11月

災害廃棄物処分業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令に従い、被災地域で発生した災害廃棄物を適正に処理することによって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 業務の場所

富士吉田市

3 業務期間

契約締結日から〇〇年〇月〇日まで

4 業務内容

- (1) 富士吉田市が設置する仮置場に保管された災害廃棄物の収集運搬及び処分
- (2) 被災地域での人命救助や道路啓開により発生したがれきの処分
- (3) 被災地域から発生した片づけごみの処分
- (4) 被災地域での解体家屋の撤去により発生したがれきの処分

5 災害廃棄物の種類

- (1) 木くず
- (2) コンクリートがら
- (3) 金属くず
- (4) 廃家電
- (5) 畳
- (6) 布団
- (7) 可燃系混合物
- (8) 不燃系混合物
- (9) 有害・危険ごみ

6 適正処理に必要な情報の提供

市は、災害廃棄物の適正な処理のため、次に掲げる事項をあらかじめ通知する。

- (1) 災害廃棄物の発生工程
- (2) 災害廃棄物の性状
- (3) 災害廃棄物の荷姿

7 収集運搬業務等の遵守事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 収集運搬の積載業務では、原則、最大積載量の8割程度を積載すること。

8 契約単価

(1) 車両単価

受託者が運搬作業を履行したときは、別紙「単価表」の「車両単価」を支払う。なお、休日作業については、休日割増として車両借上げ単価に100分の15を乗じた額を加算する。休日割増の算出において10円未満の端数が生じたときは、円位未満切り捨て後、10円単位に切り上げる。

(2) 処分単価

受託者が廃棄物処分を履行したときは、別紙「単価表」の「処分単価」を支払う。

9 業務報告

- (1) 本業務に係る日報を作成し、月ごとに集計して報告すること。なお、日報は業務休止日を除き毎日作成し、保存すること。
- (2) 業務完了報告書の様式は市と協議のうえ決定すること。
- (3) 業務完了報告書は、市〇〇課に提出すること。
- (4) 必要に応じて、処分の状況や関係書類等について随時問い合わせ、又は関係施設に立ち入り関係書類等を検査し報告を求めため、誠実に対応すること。
- (5) 事故など緊急事態が発生した際には、直ちに市へ連絡すること。

10 支払い

月ごとに市担当課による検査合格後、請求により支払う。

11 その他

- (1) 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日とし、「平日」とはそれ以外の日とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、その都度、受託者及び市担当課双方で協議の上、取り決めをする。

12 本件担当課

富士吉田市〇〇課

連絡先：〇〇

FAX：〇〇

所在地：〇〇

単価表

【車両単価】

塵芥車

車種		プレス式塵芥車			回転板式塵芥車		
積載量		2 t	4 t	8 t	2 t	4 t	8 t
運賃	10km まで						
	20km まで						
	30km まで						
	40km まで						
	50km まで						
	60km まで						
	70km まで						
	80km まで						
	90km まで						
	100km まで						
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに						
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに						

深ボディダンプ車

車種		深ボディダンプ車			特殊深ボディダンプ車		
積載量		2 t	4 t	10 t	30 m ³	40 m ³	50 m ³
運賃	10km まで						
	20km まで						
	30km まで						
	40km まで						
	50km まで						
	60km まで						
	70km まで						
	80km まで						
	90km まで						
	100km まで						
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに						
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに						

コンテナ車・トラック

車種	脱着装置付コンテナ車		普通トラック		クレーン付普通トラック		
	積載量	5 t 以下	6 t 以上	5 t 以下	6 t 以上	5 t 以下	6 t 以上
運賃	10km まで						
	20km まで						
	30km まで						
	40km まで						
	50km まで						
	60km まで						
	70km まで						
	80km まで						
	90km まで						
	100km まで						
	(加算額 1) 100 km を超え 10 km までを増すごとに						
	(加算額 2) 170 km を超え 10 km までを増すごとに						

【処分単価】

	品目	単価	単位
1	木くず		t
2	コンクリートがら		t
3	金属くず		t
4	廃家電		t
5	畳		t
6	布団		t
7	可燃系混合物		t
8	不燃系混合物		t
9	有害・危険ごみ		t

災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時					
会社名	会社名：				
作業員氏名	作業員：				
運転手氏名	運転手：				
車両ナンバー	車両ナンバー：				
車種	車 種：				
収集運搬実績	搬入回数	搬入量	搬入場所	作業場所	輸送距離
	1回目				
	2回目				
	3回目				
	4回目				
	5回目				
	6回目				
	7回目				
	8回目				
	9回目				
	10回目				
特記事項					

災害廃棄物処分業務日報

作業日時						
会社名	会社名：					
処理施設	処理施設：					
所在地	所在地：					
搬入実績	搬入回数	搬入量	廃棄物の種類	収集運搬業者	車両番号	搬入時間
	1回目					
	2回目					
	3回目					
	4回目					
	5回目					
	6回目					
	7回目					
	8回目					
	9回目					
	10回目					
	11回目					
	12回目					
	13回目					
	14回目					
	15回目					
	16回目					
	17回目					
	18回目					
	19回目					
	20回目					
	21回目					
	22回目					
	23回目					
	24回目					
	25回目					
	合計					
特記事項						